県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）　（取扱課室名）　ページ

○ 告示

＊1003　和歌山県環境表彰規程（平成14年和歌山県告示第139号）の一部改正　（脱炭素政策課）..... 1
1004　指定自立支援医療機関の指定　（こころの健康推進課）..... 2
1005　特定農業用ため池の指定の解除　（農業農村整備課）..... 2
1006　保安林の指定解除予定の通知　（森林整備課）..... 2
1007　保安林予定森林　（　〃　）..... 2
1008　〃　（　〃　）..... 3
1009　保安林の指定施業要件変更予定　（　〃　）..... 3
1010　保安林の指定施業要件の変更　（　〃　）..... 4
1011　保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不分明　（　〃　）..... 4
1012　道路の位置の指定　（都市政策課）..... 4

告　示

和歌山県告示第1003号

平成14年和歌山県告示第139号（和歌山県環境表彰規程）の一部を次のように改正する。

令和8年11月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

第2条を次のように改める。

（表彰の種類）

第2条　表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) わかやま環境大賞

(2) わかやま環境賞

(3) わかやま環境賞特別賞

2　わかやま環境大賞は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本県の環境保全に対する功績が特に顕著である個人又は団体に対して授与する。

(1) 人と自然とが共生するための環境づくりに取り組むもの

(2) 快適な生活環境の保全又は持続的発展が可能な社会づくりに取り組むもの

(3) 全ての人々が参加した環境保全の推進に取り組むもの

(4) 地球環境の保全を目指した地域からの実践を行うもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に表彰に値すると認められるもの

3　わかやま環境賞は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、本県の環境保全に対する功績が顕著である個人又は団体に対して授与する。

4　わかやま環境賞特別賞は、前2項の受賞者に準じ、本県の環境保全に対する功績が優れた個人又は団体に対して授与する。

第3条を削る。

第4条の見出しを「（受賞者の決定）」に改め、同条第1項中「環境賞」を「第2条第1項各号に規定する表彰の受賞者」に、「次項のいずれかに該当しその功績が特に顕著であると認められる個人又は団体を対

象とする」を「和歌山県環境表彰選考委員会の選考を経て知事が決定する」に、「対象」を「受賞者」に改め、同条第2項を削り、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

和歌山県告示第1004号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年11月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
かるがも薬局田辺店	田辺市朝日ヶ丘12番1号	芳野達也	令和8.9.24

和歌山県告示第1005号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和8年11月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

名称	所在地	解除年月日
平池	紀の川市北勢田字角矢245	令和8年11月20日

和歌山県告示第1006号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和8年11月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　解除予定保安林の所在場所　田辺市本宮町伏拝字清良坂889の2、893の2、1450の2、1450の3、1450の4

2　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

3　解除の理由　指定理由の消滅

和歌山県告示第1007号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年11月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　保安林予定森林の所在場所　伊都郡かつらぎ町大字花園久木字上ミ浴41の2、42の2、47、48

2　指定の目的　土砂の流出の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ミ浴41の2・42の2・47・48（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1008号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年11月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　保安林予定森林の所在場所　東牟婁郡古座川町佐田字クルミ谷東平ラ1159、1159の1、1160、1170の1（次の図に示す部分に限る。）、1171

2　指定の目的　水源の涵養

3　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1009号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年11月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　新宮市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1010号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年11月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1011号

令和8年和歌山県告示第891号（以下「告示第891号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年11月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　所在が不分明である通知の相手方

日向俊光

2　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第891号のとおり

和歌山県告示第1012号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年11月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定年月日	道路 幅員 メートル	道路 延長 メートル
3732	岩出市根来字烏48番1の一部	岩出市清水364番地4 有限会社サカエ土地建物 取締役　上田栄司	令和 8.11.9	6.00 6.00	28.00 31.04